

1. 議事日程

(平成17年第2回安芸高田市議会6月定例会第12日目)

平成17年6月24日
午前10時開会
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 発議第3号 地方議会制度の充実強化に関する意見書について

日程第3 発議第4号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について

日程第4 発議第5号 地方の道路整備の促進に関する意見書について

日程第5 議案第55号 安芸高田市向原総合福祉センター条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第56号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について

【安芸高田市向原総合福祉センター条例関係】

追加日程第1 閉会中の継続審査の申し出の承認について

2. 出席議員は次のとおりである。(22名)

1番	明 木 一 悦	2番	秋 田 雅 朝
3番	田 中 常 洋	4番	加 藤 英 伸
5番	小 野 剛 世	6番	川 角 一 郎
7番	塚 本 近	8番	赤 川 三 郎
9番	松 村 ユ キ ミ	10番	熊 高 昌 三
11番	青 原 敏 治	12番	金 行 哲 昭
13番	杉 原 洋	14番	入 本 和 男
15番	山 本 三 郎	16番	今 村 義 照
17番	玉 川 祐 光	18番	岡 田 正 信

19番	渡辺義則	20番	亀岡等
21番	藤井昌之	22番	松浦利貞

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 会議録署名議員

12番	金行哲昭	13番	杉原洋
-----	------	-----	-----

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長	児玉更太郎	助役	増元正信
収入役	藤川幸典	総務部長	新川文雄
自治振興部長	田丸孝二	市民部長	廣政克行
福祉保健部長兼 福祉事務所長	福田美恵子	産業振興部長	清水盤
建設部長 兼公営企業部長	金岡英雄	教育長	佐藤勝
教育次長	杉山俊之	消防長	村上紘
八千代支所長	平下和夫	美土里支所長	立川堯彦
高宮支所長	猪掛智則	甲田支所長	武添吉丸
向原支所長	益田博志	総務課長	高杉和義
財政課長	垣野内壮	高齢者福祉課長	沖野和明
高齢者福祉課主幹	花尾智恵夫		

6 . 職務のため議場に出席した事務局の職氏名 (4 名)

事 務 局 長	増 本 義 宣	議 事 調 査 係 長	児 玉 竹 丸
書	記 国 岡 浩 祐	書	記 倉 田 英 治

~~~~~  
午前10時00分 開会

松浦議長 おはようございます。

時間が参りましたので、ただ今の出席議員は22名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

松浦議長 日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。  
増本議会事務局長。

増本議会事務局長 諸般の報告をいたします。市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書の報告がありました。写しをお手元に配布しておりますので、ご了承下さい。

以上で諸般の報告を終わります。

松浦議長 以上で諸般の報告を終わります。  
~~~~~

行政報告

松浦議長 続いて市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
市長、児玉更太郎君。

児玉市長 第2庁舎・総合文化保健福祉施設、これは仮称でございますが、整備設計書作成スケジュール案というのを、お手元へお配りをしております。

この第2庁舎・総合文化保健福祉施設のコンペの実施につきまして、ご報告を申し上げたいと思います。第2庁舎・総合文化保健福祉施設の整備につきましては、議員の皆さんにもご心配をおかけしておりますが、議会の方でも調査特別委員会をつくっていただきまして、いろいろ現在まで協議をさせていただいておるところでございます。

設計コンペも順調に進んでおりまして、予定どおり6月の30日にはコンペが7社から出て来る、コンペの成果が出て来る予定になっております。その後、7月8日お手元の図の一番上にコンペ審査会というのがございますが、7月の8日の審査委員会において、設計提案書が決定いたしますので、具体的な検討に入っていただくことになろうかと思っております。このコンペ審査会については、既にご報告をしておりますように、15名で構成をさせてもらっておりまして、議会から5人、正副議長さんと3常任委員長さんの5人で委員になってもらっておりますし、それから一般市民の代表が5人ということになっております。それから学識経験者、市役所の関係者4人ということで、合計15人で既にこのコンペ審査委員会というのは決定をしております。その審査委員会で7月8日の日にコンペの7社から出た設計提案書に基づいて1社を決定していくという段取りになるわけでございます。

7月8日の日は恐らく朝から1日かけて皆さん委員、缶詰になってその日の内に決定していただくと、こういうことになろうかと思っております。それが大体コンペの常識のようでございます。日にちをかけようとするいろいろな問題が出ますので、やっぱりその日の内に決定していただくということ

になろうと思います。

それから、いよいよ今度はそのコンペが決定をいたしますと、具体的な設計提案書の検討に入っていただくということになろうと思います。コンペの審査結果はそちらの図のように市長に報告をされます。今度はその結果に基づいてさらにその下にありますように、議会の調査特別委員会、これは全員で議会の方でやっていただきます。さらに、このコンペの結果を報告をして、検討を今度は具体的な設計の検討をいただくと、こういうことになろうかと思えます。さらに、行政内部でも委員会をつくっておりますので、行政内部でもそれを検討していくと。それから市民の検討委員会を立ち上げるようにしておりますので、市民の検討委員会でもこれを検討していただくと、こういうことになろうかと思えます。さらにそれを持ち寄っていただきまして、いわゆるプロポーサルのような段階の経過を経て、そこにありますような基本設計書案ができると。大体、この案をコンペの結果からこの案をつくるまで、大体2ヵ月、いろいろ揉んでもらう期間がありますので、2ヵ月必要ではなからうかと、このように考えておるところでございます。

その基本設計素案が大体2ヵ月でほぼ方向が出ますと、さらにそれを具体的に今度はもう一遍議会の調査特別委員会、それから行政内部の検討、それから市民検討委員会にかけて、ご了承いただきながら最終的な基本設計書の完成に持っていきたいと、このように考えております。

そういう計画で現在進んでおるわけでございますので、今の予定では大体9月の20日過ぎぐらいまでには、この基本設計書が完成をすると、こういうことで、その皆さんの意見をまとめたものを最終的には実施設計書にまとめていくということでございますので、今のところ実施設計書がまとまるのは恐らく12月末ごろではなからうかと、このように考えておりますので、今後、議員の皆さんにもいろいろコンペの結果に基づいて、大要の検討に入っていただきたいと、このように考えておりますので、一応今後のスケジュールについて、もう既にコンペについては委員さんが決まっておりますのでその委員さんにご決定をいただいて、今後はそれぞれの議会、市民、市役所内部、その3者で充分検討を加えながら最終的な実施設計書を本年末までには完成していききたいと、このように考えておりますので、今後ともひとつご協力とご理解を賜りたいと、このように思います。以上でございます。

松浦議長 以上で、行政報告は終わりました。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、1番金行哲昭君、13番杉原洋君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 発議第3号 地方議会制度の充実強化に関する意見書について

松浦議長 日程第2、発議第3号、地方議会制度の充実強化に関する意見書についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

11番、青原敏治君。

青原議員 議長。発議第3号、地方議会制度の充実強化に関する意見書について、提案理由の説明を行います。

地方分権一括法の施行や市町村合併により、地方議会を取り巻く環境は近年大きく変化してきています。また、三位一体改革推進により、税財政面での自己決定権が強まれば、議会の執行機関に対する監視機能の強化、議会自らの政策発信など責任は一層増大いたします。

各議会においては、自らの議会改革等を積極的に行っているところではありますが、いまだ解決すべき様々な制度的課題があります。

21世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である議会が、自主性・自律性を発揮して、初めて地方自治の本旨は実現するものであると考えます。

よって国におかれては、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、議長に議会招集権を付与すること、委員会にも議案提出権を認めること、議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の権能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう強く求める意見書を提出するものであります。

何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いを申し、提案理由の説明といたします。

松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。なお、本件に関しては質疑を省略いたしたいと思えます。

ご異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 これより発議第3号、地方議会制度の充実強化に関する意見書についての件を、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 発議第4号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について

松浦議長 日程第3、発議第4号、地方六団体改革案の早期実現に関する意見書に

ついでにこの件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

10番、熊高昌三君。

熊高議員 議長。発議第4号、地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について、提案理由の説明を行います。

三位一体の改革に関する全体像については、昨年政府において決定されましたが、国庫補助負担金などの事項については本年秋までに結論を得ることとされ、今なお課題が先送りされております。また、先般策定されました骨太の方針2005においても、地方六団体改革案が十分に反映されていると見受けることができません。

18年度の三位一体の改革が、概ね3兆円規模の税源移譲を確実に実現するなど、地方六団体改革案に沿った真の改革となるよう意見書を提出するものであります。

何とぞ、議員各位のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。なお、本件に関しては質疑を省略いたしたいと思っております。

ご異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

松浦議長 引き続き、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

岡田議員 議長、18番、岡田です。

松浦議長 討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

岡田議員 先日そういうこの文書をいただきまして、総務委員会に付託されたわけですが、昨年委員長の報告にもありましたように、六団体の要請は昨年も行ったわけですが、これは六団体のいろいろな要求を含めて、そして行った結果、やはり約2割残されたということは、昨年の11月頃だと思っておりますが、六団体のいろいろな動きがありまして、実現したことも多分あるんですが、今回の場合はその六団体の意向を添えてと言いましても、先の5月の関係者の団体でのいろいろな文献を読ませていただきますと、そもそもはこの経済団体の諮問機関というところが21世紀ビジョン、これをつくる中で進められているのが現状の経済情勢でもあり、政治的な背景があるわけですね。

問題は、このことは、六団体の総意に基づくと言いましても、片山鳥取知事ですか、知事におかれましてはいろいろな問題が出ると。特に、国家の負担義務であります義務教育等につきましては、この各団体が分かれるところが多分にあるように、私はいろいろなマスコミとか報道によりまして気付いたわけですが、そういう面から言いますと、これを進めることが本当に地方自治体の自主財源含めて財源の補償につながるかと言いますと、

全く去年のと前と、いささか違った面があると、私は感じたわけですよ。したがって、こういうことを出すこと自体がですね、不十分さを踏まえておりますし、各自治体の自治体の財源というのはいろいろありますから、行政の自治手法でありますところでもいろんな格差と言いますか、思いがあると思います。したがって、本市のような場合には、この意見書そのものがですね、マイナス効果を現わすのではないかと心配をしております。よって、私は反対するものであります。以上です。

松浦議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。  
ありませんか。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 これより発議第4号、地方六団体改革案の早期実現に関する意見書についての件を、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 発議第5号 地方の道路整備の促進に関する意見書について

松浦議長 日程第4、発議第5号、地方の道路整備の促進に関する意見書についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

19番、渡辺義則君。

渡辺議員 はい、議長。発議第5号、地方の道路整備の促進に関する意見書について、提案理由の説明を行います。

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、その整備は全国民が長年にわたり熱望してきているところであります。

本市においては、平成16年3月に関係6町で合併し、新たなスタートを切ったところでありますが、地域が一定のまとまりを持った自立圏域として新たな活力を創造していくためには、地域内外の交流と連携を支える国道54号や東広島高田道路などの広域的な道路網から、教育・医療・福祉といった住民生活を支える道路の整備まで、道路整備は本市の極めて重要な課題となっています。

これまで、道路特定財源制度のもと、高速自動車国道や直轄国道の整備に加え、地方道に対する補助事業、交付金制度を活用することによって、地域のニーズに応じた集中的な投資がなされ、産業の振興、資源の開発、観光等、地域の活性化に大きな効果を発揮してきたところであります。このため、引き続き国と地方の緊密な連携のもと、高規格幹線道路から地方道に至る道路ネットワークの早期整備を図るため、意見書を提出するもの

であります。

何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。なお、本件に関しては質疑を省略いたしたいと思えます。

ご異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

松浦議長 引き続き、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 これより発議第5号、地方の道路整備の促進に関する意見書についての件を、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第55号 安芸高田市向原総合福祉センター条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第56号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について【安芸高田市向原総合福祉センター条例関係】

松浦議長 日程第5、議案第55号、安芸高田市向原総合福祉センター条例の一部を改正する条例について、及び議案第56号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意についての件を一括議題といたします。

本件2案は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、今村義照君。

今村文教厚生常任委員長 議長。それでは、付託案件の報告を申し上げます。文教厚生常任委員会報告のご報告を申し上げます。

去る6月13日に付託されました議案第55号、安芸高田市向原総合福祉センター条例の一部を改正する条例、議案第56号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意についての2件につきましては、6月20日に市長及び関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

その結果、議案第55号、安芸高田市向原総合福祉センター条例の一部を改正する条例、議案第56号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意についての2件につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上で報告を終わります。

松浦議長 お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

松浦議長 引き続き、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 これより議案第55号、安芸高田市向原総合福祉センター条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

松浦議長 これより議案第56号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意についての件を、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

松浦議長 ここで、本定例会の初日に設置されました、安芸高田市葬斎場建設調査特別委員会の正副委員長の互選の結果が通知されておりますので、ご報告いたします。

安芸高田市葬斎場建設調査特別委員会委員長に川角一郎君、同副委員長に今村義照君、以上でございます。

松浦議長 ただ今、議会運営委員長及び各常任委員長並びに各特別委員長から、所管事務調査については、会議規則第102条の規定により閉会中も引き続き審査終了まで継続審査したい旨の申し出がありました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、この際、閉会中の継続審査の申し出の承認についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

追加日程第1、閉会中の継続審査の申し出の承認について

松浦議長 追加日程第1、閉会中の継続審査の申し出の承認についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長及び各常任委員長並びに各特別委員長からの、閉会中の継続審査の申し出については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって閉会中の継続審査の申し出については、これを承認することに決しました。

松 浦 議 長 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成17年第2回安芸高田市議会定例会を閉会といたします。
ご苦労さんでございました。

~~~~~

午前10時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員